

# 青々会宮城県支部会規約

## (名称・組織)

第一条 本会は青々会宮城県支部会と称し、宮城県在住の青々会会員を以って組織する。

## (目的)

第二条 本会は、青々会本部並びに東北連合会と密接な連携を保ち、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第三条 本会は、青々会会則の定める事業について、その目的のために次のことを行う。

1. 会員の現況把握及び名簿の加除整理
2. 会員の親睦及び相互扶助
3. 青々会本部事業への参加及び支援
4. その他本会の目的達成のための必要な事業

## (事務所)

第四条 本会の事務所は、支部長の所在地に置く。

## (役員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 支部長  | 1名  |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 幹事長  | 1名  |
| (4) 幹事   | 若干名 |
| (5) 会計幹事 | 1名  |
| (6) 相談役  | 若干名 |

## (役員の仕事)

第六条 役員の仕事は、次のとおり。

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1) 支部長  | 本会の会務を統轄する              |
| (2) 副支部長 | 支部長を補佐し支部長不在の時は職務を代行する  |
| (3) 幹事長  | 本会運営上必要な事項の執行及び企画立案に当たる |
| (4) 幹事   | 幹事長を補佐し審議執行及び会計業務を行う    |
| (5) 会計幹事 | 会計監査を行う                 |
| (6) 相談役  | 本会の運営に助言を与える            |

## (役員の指名)

**第七条** 第五条の区分により総会においてそれぞれ会員の推薦に基づき、支部長が指名する。

## (役員の任期)

**第八条** 本会役員の任期は2年とする。但し重任は妨げない。欠員により選任された後任者の任期は、前任者の残余期間とする。但し、相談役はこの限りにあらず。本支部長の任期は最長3期とするが、再任は妨げない。

## (役員会)

**第九条** 役員会は必要に応じて、支部長の招集によりこれを開く。役員会は、支部長・副支部長・幹事長・幹事・会計監事をもって構成し、支部長が必要に応じて召集する。

## (総会)

**第十条** 総会は定期総会とし、原則として毎年1回10月に支部長が召集する。但し、必要に応じて臨時総会を召集することがある。尚、議長には支部長若しくは支部長が指名した役員が就任し、議決は出席会員過半数の賛意をもってこれを決する。

## (経費及び会計報告)

**第十一条** 支部の経費及び会計は、次によるものとする。

- (1) 本会の事業諸経費については、会員及び本会協賛者の寄付による。
- (2) 本会の総会経費は、総会出席者の会費負担による。
- (3) 本会の事業経費の収支報告は、10月1日より翌年9月30日までを会期とし、次の総会において幹事長が報告する。

## (忌慰に関する規定)

**第十二条** 本会の会員に忌慰事項があった場合は次の要領に基づき行う。会員死亡の場合はその都度役員会において協議処理する。

## (旅費に関する規定)

**第十三条** 支部長及び幹事長の承認を得た会務出張は、往復旅費実費と宿泊実費を支給する。他県開催連合会参加費用も参加費実費と往復交通費実費、支部長・幹事長の認めた他県との懇親に要した実費を支給する。

## (その他)

**第十四条** 本会の運営についてこの規約を定めない事項は、役員会の協議により決定し、次の総会において報告し、承認を得るものとする。

## 付 則

- (1) この規約は、平成2年10月27日から施行する。
- (2) 平成4年8月2日 一部改正同日施行。
- (3) 平成7年7月22日 一部改正同日施行。
- (4) 平成9年10月18日 一部改正同日施行。
- (5) 平成12年10月21日 一部改正同日施行。
- (6) 平成26年10月24日 一部改正同日施行。
- (7) 平成27年10月14日 一部改正同日施行。